

令和7年度 長崎市消防団員共済会 総 会

**日 時：令和7年5月16日（金）
16時00分～17時00分**

場 所：サンプリエール「4階シェーナ」

会 議 次 第

1 開 会

2 理事長あいさつ

3 顧問あいさつ

4 新役員紹介

5 議長選出

6 議案審議

(第1号議案) 令和6年度事業報告及び決算報告について

監査報告

(第2号議案) 令和7年度事業計画(案)及び予算(案)について

7 その他

8 閉 会

令和7年度長崎市消防団員共済会役員名簿

役 職 名	氏 名	補 職 名
理 事 長	山口 照己	消 防 団 長
常 任 理 事	森 孝幸	式見地区本部副団長（西方面隊長）
	北原 和好	香焼地区本部副団長（南方面隊長）
監 事	山本 国晴	福田地区本部副団長
	犬塚 勇次	日見地区本部副団長
理 事	山口 邦紀	中央地区本部副団長（北方面隊長）
	下道 勝彦	梅香崎地区本部副団長
	松尾 博信	稲佐地区本部副団長
	赤瀬 俊一	東長崎地区本部副団長（東方面隊長）
	前川 満宏	茂木地区本部副団長
	辻 忠広	土井首地区本部副団長
	山本 勝也	深堀地区本部副団長
	野本 英世	三重地区本部副団長
	内田 隆英	伊王島地区本部副団長
	谷下 秀行	高島地区本部副団長
	宮崎 達也	野母崎地区本部副団長
	高比良 淳	三和地区本部副団長
	山道 浩	外海地区本部副団長
	田添 満徳	琴海地区本部副団長
	大串 寿	消防団本部副団長
	松本 菊代	広域支援分団分団長
	湯藤 正典	中央地区本部分団長（中央）
	（新）岡本 英雄	第2分団分団長（中央）
	平石 義宣	第11分団分団長（中央）
	堤 勝彦	梅香崎地区本部分団長（梅香崎）
	森 正	第14分団分団長（梅香崎）
	近藤 俊久	稲佐地区本部分団長（稲佐）
	中村 忠雄	旭町水上分団長（稲佐）
	村上 憲浩	福田地区本部分団長（福田）
	吉原 文博	式見地区本部分団長（式見）
	藤本 利政	東長崎地区本部分団長（東長崎）
	岩崎 和彦	日見地区本部分団長（日見）
	田川 靖弘	茂木地区本部分団長（茂木）
	天野 亮	土井首地区本部分団長（土井首）
	桑崎 淳二	深堀地区本部分団長（深堀）
	村岡 広明	三重地区本部分団長（三重）
	福田 幸治	香焼地区本部分団長（香焼）
	佐藤 玉昭	第46分団本部分団長（伊王島）
	（新）山下 清	高島地区本部分団長（高島）
	（新）本川 巨久	第48分団本部分団長（野母崎）
	浅野 誠	三和地区本部分団長（三和）
	（新）松本 則夫	外海地区本部分団長（外海）
	川口 智也	琴海地区本部分団長（琴海）
顧 問	狩野 徳智	消 防 局 長

令和7年度 長崎市消防団員共済会代議員名簿

氏名	補職名	氏名	補職名
(新) 村山 康博	伊王島地区本部分団長	中山 辰也	第34分団本部分団長(茂木)
北村 章徳	第1分団分団長(中央)	野口 耕祐	第35分団本部分団長(茂木)
山下 和博	第3分団分団長(中央)	林 智治	第36分団本部分団長(土井首)
(新) 田川 義行	第4分団分団長(中央)	(新) 山口 輝秋	第37分団本部分団長(土井首)
丸林 憲一	第5分団分団長(中央)	池田 哲也	土井首水上分団分団長(土井首)
山崎 清二	第6分団分団長(中央)	桑崎 誠治	第38分団本部分団長(深堀)
吉田 剛史	第7分団分団長(中央)	桂 祥	第39分団本部分団長(深堀)
大島 和彦	第8分団分団長(中央)	原口 和夫	第40分団本部分団長(三重)
後藤 明男	第9分団分団長(中央)	(新) 吉野 克也	第41分団本部分団長(三重)
(新) 佐藤 誠吾	第10分団分団長(中央)	楠田 大典	第42分団本部分団長(三重)
秋浦 利栄	第12分団分団長(梅香崎)	山本 実也	第43分団分団長(香焼)
本多 真治	第13分団分団長(梅香崎)	(新) 福島 純次	第44分団分団長(香焼)
大宮 海輝	第15分団分団長(梅香崎)	(新) 大山 昇	第45分団分団長(香焼)
小桐 健一郎	第16分団分団長(梅香崎)	松尾 保	第47分団本部分団長(高島)
山本 寿	第17分団分団長(梅香崎)	緒方 明彦	第49分団本部分団長(野母崎)
山村 吉生	戸町水上分団分団長(梅香崎)	(新) 三浦 貴宏	第50分団本部分団長(野母崎)
峰 稔光	第18分団分団長(稲佐)	山口 純二	第51分団本部分団長(野母崎)
飯田 太	第19分団分団長(稲佐)	(新) 山口 道明	第52分団本部分団長(野母崎)
上川 景司	第20分団分団長(稲佐)	(新) 瀬子 恒	第53分団本部分団長(三和)
木本 博志	第21分団分団長(稲佐)	有江 芳展	第54分団本部分団長(三和)
池田 昭二	第22分団分団長(稲佐)	安田 克利	第55分団本部分団長(三和)
(新) 村田 広明	第23分団分団長(稲佐)	田口 勝広	第56分団本部分団長(外海)
檀 浩昭	第24分団本部分団長(福田)	(新) 山口 武信	第57分団本部分団長(外海)
田中 省三	第25分団本部分団長(福田)	平野 繁春	第58分団本部分団長(外海)
山井 俊樹	第26分団本部分団長(式見)	山口 敏博	第59分団本部分団長(外海)
平岩 久	第27分団本部分団長(式見)	尾崎 政治	第60分団分団長(外海)
川良 政満	第28分団本部分団長(東長崎)	張岳 博文	第61分団分団長(琴海)
久保田 彰	第29分団本部分団長(東長崎)	相川 武彦	第62分団分団長(琴海)
和泉 栄二	第30分団本部分団長(東長崎)	山口 浩司	第63分団本部分団長(琴海)
松尾 信保	第31分団本部分団長(日見)	廣田 昭信	第64分団本部分団長(琴海)
田川 謙二	第32分団本部分団長(茂木)	山道 健治	第65分団本部分団長(琴海)
渡辺 篤	第33分団本部分団長(茂木)	前田 和敏	第66分団本部分団長(琴海)

令和 6 年度事業報告

資料 1

1 保険金等給付について（令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日）

（1）朝日生命総合福祉団体定期保険

	種別	給付件数	給付金額	備 考
受入分	死亡保険金	3 件	2, 1 0 0, 0 0 0 円	一律
	入院見舞金	1 6 件	5 8 1, 7 0 0 円	5 日以上の入院 で 1 日 1, 050 円
送金分	死亡保険金	3 件	2, 1 0 0, 0 0 0 円	一律
	入院見舞金	1 6 件	5 8 1, 7 0 0 円	5 日以上の入院 で 1 日 1, 050 円

（2）日本消防協会福祉共済

	種別	給付件数	給付金額	備 考
受入分	遺族援護金	1 件	1, 0 0 0, 0 0 0 円	
	障害見舞金	1 件	9 0, 0 0 0 円	福祉共済規定
	入院見舞金	3 5 件	1, 3 8 3, 0 0 0 円	7 日以上の入院 で 1 日 1, 500 円
送金分	遺族援護金	1 件	1, 0 0 0, 0 0 0 円	
	障害見舞金	1 件	9 0, 0 0 0 円	福祉共済規定
	入院見舞金	3 5 件	1, 3 8 3, 0 0 0 円	7 日以上の入院 で 1 日 1, 500 円

（3）長崎県消防協会福祉厚生事業

	種別	給付件数	給付金額	備 考
受入分	弔慰金	1 件	1 5 0, 0 0 0 円	
	見舞金	0 件	0 円	
送金分	弔慰金	1 件	1 5 0, 0 0 0 円	
	見舞金	0 件	0 円	

2 供花等

種別	件 数	金 額	備 考
香典	4 件	1 2 0 , 0 0 0 円	
供花	4 件	7 8 , 6 5 0 円	
合計	8 件	1 9 8 , 6 5 0 円	

3 研修会等へ出席する団員へ助成

種別	件 数	金 額	備 考
助成金	8 8 件	7 7 4 , 0 0 0 円	令和 4 年 9 月より、6,000 円 に増額

4 祝金（結婚・出産・還暦・定年退団・災害見舞金）

種別	件 数	金 額	備 考
結婚	1 1 件	1 1 0 , 0 0 0 円	
出産	3 2 件	3 0 5 , 0 0 0 円	令和 4 年 4 月誕生より 10,000 円 に増額
還暦	4 7 件	4 7 0 , 0 0 0 円	
定年 退団	2 2 件	2 2 0 , 0 0 0 円	令和 5 年度定年退団者より開始

種別	件 数	金 額	備 考
災害 見舞金	0 件	0 円	

5 会議

役員会・総会

令和6年7月12日（金）に開催し、次のことを審議し原案どおり可決した。

【議案審議】

（１）令和5年度事業報告及び決算報告について

監査報告

（２）令和6年度事業計画（案）および予算（案）について

令和6年度長崎市消防団員共済会 収入・支出決算

資料 2

長崎市消防団共済会・長崎県消防協会福祉厚生事業
日本消防協会福祉共済

収入決算額 42,955,368円

支出決算額 22,470,003円

差引残額 20,485,365円

(差引残額は、翌年度へ繰越)

(収入)

(単位:円)

科 目	予算額(A)	決算額(B)	比較増減額 (B)－(A)	備考
会 費	19,294,800	19,638,500	343,700	700円(会費)×12(月)×2,297人(4/1現員)
事務費	123,633	114,850	▲ 8,783	
日本消防協会福祉共済	123,633	114,850	▲ 8,783	事務手数料
還 付 金	3,062,530	3,141,847	79,317	
朝日生命 総合福祉団体定期保険	2,730,434	3,004,027	273,593	還付金
日本消防協会福祉共済	332,096	137,820	▲ 194,276	返戻金
雑収入	119	9,153	9,034	預金利息等
予備費	0	255,600	255,600	令和5年度 消防団大会参加に伴う旅費立替分戻り
前年度繰越金	19,795,418	19,795,418	0	
収 入 合 計	42,276,500	42,955,368	678,868	

(支出)

(単位:円)

科 目	予算額(A)	決算額(B)	比較増減額 (B)－(A)	備考
保険料	15,160,200	14,660,004	▲ 500,196	6,600円(年会費)×2,297人(4/1現員) 【年会費内訳】 ①共済会(朝日生命) 3,600円/人 ②日本消防協会福祉共済 3,000円/人
事業費	7,267,000	5,447,855	▲ 1,819,145	会議・退職記念品等 結婚・出産・還暦・定年退団者祝金 災害見舞金 ソフトボール大会開催経費 研修会等へ参加する団員への助成
事務費	2,480,000	2,362,144	▲ 117,856	消防団員管理システム経費 共済会HP運営管理費 振込手数料・事務用品等・業務委託料
予備費	17,369,300	0	▲ 17,369,300	
支 出 合 計	42,276,500	22,470,003	▲ 19,806,497	

令和 7 年度事業計画（案）

件 名	内 容
1 弔慰金・見舞金の給付	(1) 弔慰金 規約に基づき給付する。 (2) 見舞金 規約に基づき給付する。
2 供花等	弔慰金給付者に対し次のとおり行う。 (1) 香典 (2) 供花
3 会議・大会	(1) 令和 7 年 5 月 16 日（金） 総会 (2) 令和 7 年 9 月 28 日（日） 第 21 回 長崎市消防団ポンプ操法大会（予定）
4 祝金・災害見舞金の給付	(1) 祝金 ア 結婚 10,000 円 イ 出産 10,000 円（令和 4 年 4 月誕生より） ウ 還暦 10,000 円 エ 定年 10,000 円 （令和 5 年度定年退団者より） (2) 災害見舞金 400,000 円
5 その他	(1) 退職記念品贈呈 5 年以上勤務して退職する消防団員に贈呈する。 (2) 医師の証明書代の助成 1 件につき 3,000 円を限度として助成する。 (3) 研修会等へ出席する団員への助成 市外で開催される研修会等への出席者に、 1 日 6,000 円を助成する。（令和 4 年 4 月より） (4) 賞状額贈呈 消防庁長官表彰を受章した消防団員に贈呈する

令和7年度長崎市消防団員共済会 収入・支出予算

資料 4

長崎市消防団共済会・長崎県消防協会福祉厚生事業
日本消防協会福祉共済

(収入) (単位:円)

科 目	R7年度 予算額(A)	R6年度 予算額(B)	比較増減額 (A)－(B)	備考
会 費	18,841,200	19,294,800	▲ 453,600	700円(会費)×12(月)×2,243人(4/1現員)
事務費	112,150	123,633	▲ 11,483	過去3年間の平均額
日本消防協会福祉共済	112,150	123,633	▲ 11,483	事務手数料
還 付 金	2,808,187	3,062,530	▲ 254,343	過去3年間の平均額
朝日生命 総合福祉団体定期保険	2,673,607	2,730,434	▲ 56,827	還付金
日本消防協会福祉共済	134,580	332,096	▲ 197,516	
雑収入	9,098	119	8,979	預金利息等
前年度繰越金	20,485,365	19,795,418	689,947	
収 入 合 計	42,256,000	42,276,500	▲ 20,500	

(支出) (単位:円)

科 目	R7年度 予算額(A)	R6年度 予算額(B)	比較増減額 (A)－(B)	備考
保険料	14,803,800	15,160,200	▲ 356,400	6,600円(年会費)×2,243人(4/1現員) 【年会費内訳】 ①共済会(朝日生命) 3,600円/人 ②日本消防協会福祉共済 3,000円/人
事業費	7,150,500	7,267,000	▲ 116,500	会議・退職記念品等 結婚・出産・還暦・定年退団祝金 ポンプ操法大会開催経費 研修会等へ参加する団員への助成
事務費	2,310,000	2,480,000	▲ 170,000	消防団員管理システム経費 共済会HP制作及び運営管理費 振込手数料・事務用品等・業務委託料
予備費	17,991,700	17,369,300	622,400	
支 出 合 計	42,256,000	42,276,500	▲ 20,500	

長崎市消防団員共済会規約

改正 昭和52年 4月 1日、昭和54年 4月 1日
昭和55年 4月21日、昭和56年 4月30日
昭和62年 6月 5日、平成 3年 4月 1日
平成 9年 8月 1日、平成16年 7月 1日
平成23年 4月 1日、平成30年8月1日
令和1年7月12日

（目的）

第1条 この会は、長崎市消防団員（以下「団員」という。）の相互扶助と福利の増進を図ることを目的とする。

（名称）

第2条 この会は、長崎市消防団員共済会（以下「共済会」という。）と称する。

（事務所の位置）

第3条 この共済会は、その事務所を長崎市消防局に置く。

（会員の資格）

第4条 共済会の会員（以下「会員」という。）は、団員とする。

（会員の資格の取得及び喪失）

第5条 団員となった者は、その団員となった日から会員の資格を取得する。

2 会員が次の各号の一に該当するときは、その翌日から会員の資格を失うものとする。

（1）死亡したとき

（2）退団したとき

（役員）

第6条 共済会に次の役員を置く。

（1）理事長 1名

（2）常任理事 2名

（3）理事 若干名

（4）監事 2名

2 理事長は、団長をもってこれにあてる。

3 常任理事は、理事の互選とする。

4 理事は、副団長及び互選された分団長（団本部1名、広域支援1名、中央地区3名、稲佐地区2名、梅香崎地区2名、その他の地区各1名）をもってこれにあてる。

5 監事は、理事の互選とする。

第7条 理事長は、共済会を代表し、会務を総理する。

2 常任理事は、理事長を補佐し、会務を掌理する。

3 理事は、会議に出席し、会務に参画する。

4 監事は、会務の運営及び財政状況を監査する。

（代議員）

第8条 共済会に会員を代表する代議員を置く。

2 代議員は、分団長をもってこれにあてる。

（顧問）

第9条 共済会に顧問を置く。

2 顧問は、消防局長をもってこれにあてる。

3 顧問は、共済会に対して助言できるものとする。

（会議）

第10条 会議は、総会と役員会とし、理事長が招集する。

2 総会は、役員及び代議員の過半数の出席によりこれにかえることができるものとする。

3 総会は、毎年1回開催するものとする。ただし、理事長が必要と認めるときは、臨時に開催することができる。

4 役員会は、役員の過半数の出席により成立する。

5 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、理事長の決するところによる。

第11条 総会は、次の事項について協議決定する。

（1）規約の改正

（2）予算及び決算

（3）その他特に必要な事項

第12条 役員会は、会の業務執行に関する事項について協議決定する。

（事業）

第13条 共済会は、第1条の目的を達成するため、会員に対し弔慰金又は見舞金を給付

する。ただし、次の各号の1に該当する会員にはこれを支給しない。

(1) 会員となった日前に発生した不慮の事故により負傷し、若しくは疾病にかかっている会員又は当該事故による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは廃疾となった会員。

(2) 会員となった日以後1年以内に自殺した会員。

2 給付の金額は、別表のとおりとする。

3 共済会において剰余金が生じた場合は、第13条第1項前段に規定する給付を除くほか、第1条の目的に合致した事業を行うことができる。

(給付)

第14条 給付を受けようとする会員等は、分団長を経由し別記第1号様式により申請しなければならない。

2 分団長は、所属団員に給付を必要とする事案の発生を知ったときは、直ちに理事長に報告しなければならない。

3 給付を受ける権利は、事実が発生した日から3年間とする。

(給付の範囲等)

第15条 会員が死亡した場合の給付を受けることのできる範囲及び順位は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令(昭和31年政令335号)第8条第3項の規定を準用する。

2 前項の場合において、父母については養父母、実父母の順とし、祖父母については養父母の養父母、養父母の実父母、実父母の養父母、実父母の実父母の順とする。

3 第1項及び第2項の規定により給付を受けとることのできる者が二人以上あるときは、その給付金額は、その人数によって等分して支払うものとする。

(会費等)

第16条 共済会の収入は、次のとおりとする。

(1) 会員の会費

(2) その他

第17条 会費は、月額700円とする。ただし、総会の決議により増減することができる。

2 会費は、年報酬の中から控除徴収するものとする。

(会計)

第18条 共済会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第19条 共済会の会費等は、銀行預金等により安全に管理するものとする。

(雑)

第20条 共済会には、次の簿冊を備えつけるものとする。

- (1) 規約
- (2) 役員名簿
- (3) 会員名簿(団員名簿をあてる。)
- (4) 金銭出納簿
- (5) 予算書、決算書
- (6) 雑件書類

(委任)

第21条 この規約に定めるもののほか、会の運営について必要な事項は、役員会に図り理事長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、昭和49年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 昭和49年10月1日前から引き続き入院している会員は、会費を免除する。この会員については、弔慰金又は見舞金は給付しない。(年令の特例)
- 3 会員の年令が満80歳5月をこえたときは、前項の規定を適用する。

附 則

この規約は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、昭和55年4月21日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、昭和56年4月30日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規約による改正後の長崎市消防団員共済会規約の規定は、昭和56年4月1日（以下「適用日」という。）以後に給付すべき事由が生じたものについて適用し、適用日前に給付すべき事由が生じたものについては、なお 従前の例による。

附 則

この規約は、昭和62年6月5日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規約は、平成3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規約による改正後の長崎市消防団員共済会規約の規定は、平成3年4月1日（以下「適用日」という。）以後に給付すべき事由が生じたものについて適用し、適用日前に給付すべき事由が生じたものについてはなお従前の例による。

附 則

この規約は、平成9年8月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成16年7月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和元年7月12日から施行する。ただし、第17条の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第13条関係）

区 分	給 付 事 由	給 付 金 額
弔 慰 金	会員の死亡又は廃疾の場合	70万円
障害見舞金 (公務、公務外 を問わない全 ての災害によ る障害)	障害の程度A級のとき	49万円
	障害の程度B級のとき	35万円
	障害の程度C級のとき	21万円
	障害の程度D級のとき	10.5万円
	障害の程度E級のとき	7万円
入院見舞金 (上記に同じ)	不慮の事故により5日以上入院したとき 120日を限度として入院日数1日につき	1,050円

給 付 申 請 書		分団長 認 印	
給付の種類	1 弔慰金 2 障害見舞金 3 入院見舞金		
給付の事由 ----- ----- ----- -----			
障害の程度（概要） ----- ----- ----- ----- -----			級
入 院 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
療 養 機 関	名 称		
	住 所		
長崎市消防団員共済会規約第14条の規定に基づき申請します。 年 月 日 分団名 階 級 氏 名 =			
長崎市消防団員共済会理事長 殿			